

## 平成 28 年度第 1 回図書館協議会会議録

日時：平成 28 年 7 月 28 日（木）10：00～12:00

場所：中央図書館多目的室

出席者：鍛冶委員、杉山委員、越川委員、和田委員（1名欠員）

図書館：菊池館長、中田、浅見、佐藤、津田、大槻、中野、松石、平沼、小野

（和田安弘委員への委嘱状交付）

和田委員：和田安弘です。小林委員のピンチヒッターということで、今日を入れて 2 回務めさせていただきます。よろしくお願いします。

館長：自己紹介をお願いします。

鍛冶委員：鍛冶でございます。協議会委員は 2 年目となります。よろしくお願いします。

越川委員：越川です。よろしくお願いします。私も 2 年目です。中学校の校長をしています、学校教育代表という立場で参加しています。

杉山委員：杉山でございます。家庭教育の立場から、図書館ボランティアを長くしているので市民として使わせていただいている立場からの意見かなと思って参加させていただいています。よろしくお願い致します。

館長：本日日程の 1 で委員長を選任という議題があります。議案の決定まで昨年度の委員長でありました鍛冶委員長に司会をお願いしたいと思います。

鍛冶委員：ご紹介がありましたとおり、私がしばらくの間司会を務めさせていただきます。それでは開会します。鎌倉市図書館協議会規則第 3 条第 2 項の定足数に達しましたので会議は成立しております。これより平成 28 年度第 1 回図書館協議会を開会いたします。傍聴人は何名ですか。

館長：傍聴者が 11 名、1 名遅刻の連絡がありました。今のところ 11 名というところですか。傍聴者の入場よろしいでしょうか。

鍛冶委員：よろしいですか。ではお願いします。

〔傍聴者入場〕

鍛冶委員：傍聴者の方にお願いがございます。協議会が始まりますが、傍聴席においては静粛にしてください、会議の妨げになるような行為はしないでください。また、意見の発表はできませんのでよろしくお願いします。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。日程に従い議事を進めていきたいと思えます。まずは中央図書館長から。

館長：越川委員から、協議会のあと公務があり、12 時には退席されたいとお申し出がありました。ご配慮のほどよろしくお願い致します。

鍛冶委員：それでは日程の 1 に入ります。鎌倉市図書館協議会の委員長の選任についてを議題といたします。事務局からご説明を。

館長：委員長の選任についてですが鎌倉市図書館協議会運営規則第2条第1項によりまして、委員長は委員の互選によって決定し、任期は1年となっております。

鍛冶委員：互選ということですが、いかがでしょうか。

(委員より、鍛冶委員引き続きとの声)

鍛冶委員：前年度に引き続きのご推薦がありましたよろしいでしょうか。(了承の声) それでは今年度も引き続き委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、最初に申し上げたいのは杉本委員のことです。6月21日にご逝去なさいました。協議会ではいろいろ貴重なご意見をいただき、われわれとしても非常に助かったところです。心よりこの場をお借りしてご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは日程の2に入ります。鎌倉市図書館協議会委員長職務代理者の指名についてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

館長：職務代理者の指名ですが、鎌倉市図書館協議会運営規則第2条第1項に、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとあります。よって委員長からの指名をお願いします。

委員長：越川委員、お願いしてよろしいでしょうか。それでは越川委員をお願いします。よろしくをお願いします。

それでは日程の3に入ります。報告事項の(1)委員長報告ということですが、これは私のほうから特別なご報告はございませんので、次の事項に移りたいと思います。館長報告ア、平成28年度6月定例会市議会における図書館関連質問について、事務局からお願いします。

館長：それでは平成28年度市議会6月定例会についてご報告します。市議会6月定例会は、平成28年6月15日から6月30日まで16日間の会期で開催されました。一般質問は、平成28年6月15日から21日まであり、教育子どもみらい常任委員会は、6月22日に開催されました。6月22日の教育子どもみらい常任委員会では、教育部の案件はありませんでした。

それでは、一般質問における図書館に関する質問についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。一般質問は平成28年6月15日から21日まであり、無所属の竹田ゆかり議員から図書館の運営体制についてご質問がありました。主な内容としましては、鎌倉市の図書館として目指している姿はどのようなものか、公共施設再編計画における地域図書館の位置づけ、職員数適正化計画における図書館の位置づけ、図書館協議会における協議状況についてなどでした。

鎌倉市の図書館として目指している姿に関しましては、鎌倉市の図書館は、明治44年の開館以来、地域資料の保存継承と市民協働による図書館づくりを実践してきており、歴史の長い図書館である。今後、目指す姿としては、「地域資料の公開と活用による鎌倉の文化の普及振興を図るとともに、市民の参加と交流を図る地域コミュニティの拠点と

なることを考える。」と回答いたしました。

公共施設再編計画における地域図書館の位置づけに関しましては、市長部局から、「地域図書館は、公共施設再編計画では、地域拠点校へ集約する機能の一つとして残すこととしている。」と回答がありました。

職員数適正化計画における図書館の位置づけに関しましては、「教育委員会としても、持続可能な都市経営を行うためには、例外なく、公共施設の配置や運営のあり方についても一から見直し、検討することが必要であると共通認識を持っている。」と回答いたしました。

図書館協議会における協議状況に関しましては、職員や嘱託員との十分な検討はなされたのかの質問があり、「諮問前、諮問後も非常勤嘱託員への説明会、職員会議の中で必要な検討はされてきたと考える。今後も、説明、議論は継続して進めていきたい。」と回答いたしました。

また、非常勤嘱託員を中心とした体制にした場合に、レファレンス機能は低下しないかとの質問に対しては、「非常勤嘱託員の活用にあたっては、レファレンス機能の更なる向上を目指して、正規職員、非常勤嘱託員を問わず、研修を行い、その充実を図ってきたい」と回答したところです。以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。今の報告に関して何かございますか。

A委員：この質疑に関しては、生では聞いていないのですがパソコンの録画で見ました。一つは、職員がどう思っているのかということ、この問題に関して。私も傍聴してましたので、委員からもかなり出ていた。ここに書いてありますとおり、職員への説明がちゃんとなされているのかに対し、説明はしていますとのことでした。でも、一方的な説明では良くない、ちゃんと納得されているのかという再質問をされていました。やはり答申どおりにこのままやっていくとなると、職員の合意が大切になってきますので、審議事項に入ってからで結構ですので、この辺の経過について確認したいと思しますのでよろしくをお願いします。ということと、公共施設再編に絡んだ質問もあって、地域拠点校に集約する、その中の一つとして図書館を残しますという経営企画部長の回答だったと思います。公共施設再編に関しては、私が協議会委員をやっていたときにも議論になっていた。計画を策定するに当たっては図書館協議会委員の意見を聞きたいということで、個々に意見があれば出してください、上に上げますからということで各委員が出したと思います。直接担当の課の方と、私は都合が悪くて出席できませんでしたが、話し合いの場を図書館の方で持ってください。いろいろな議論があり、そこでの意見が反映されたのか、最初は窓口を設けるくらいの感じの、機能を残すといっても本は置いてなくて貸出返却の窓口だけというイメージで作られていたと思いますけれども、もう少し機能を残す。残すというだけでなく残し方です、問題は。やはり今の地域館に比べたらかなり縮小してしまうのではないかという感じを私は持っている。残すというニュアンスがどういうものなのか、内容はどうなのか、気になります。その辺で館長の立

場から補足することございますか。つまり、まだかなり先の話として。拠点校といっても学校を改築するときの工事としてやる感じになる、今すぐどうこうではないと思うが、そのときに地域館がどうなるのか、単なる窓口ではなく図書館機能として残すということがどうなるのかというのは、今度の地域館問題とからめて、やはり関係してくるのではないかという気がしますので。どの程度残すのかというあたりが内部で検討されているのか、それともまだそこまで具体的ではないのか。お答えできる範囲で。

館長：公共施設再編に関して拠点校に地域館が建替えという時期に入ってくる形になると思いますが、どの程度の規模になるのか私もまだわからない。私というか、経営企画課もそうだと思います。最初はA委員がおっしゃったように、貸出と返却程度のものしかない感じでしたが、図書館機能という風に変わってきているので、結構な部分が残るのではないかと私は思っています。ただ、やはり複合施設なので、どの程度の規模になるかは見えない部分があります。図書館以外の福祉の施設、老人施設とか、保育園、子どもの家などかなりの部分が入ってくるのが想定がされていますので、その辺の兼ね合いでどの程度の広さになるかは私も分かりません。できるだけ図書館側として貸出返却だけでなく図書館機能を残していただけるよう強くお願いしていきたいと考えています。

B委員：竹田議員のご質問の回答に、市民の参加と交流を図る地域コミュニティの拠点となることと考えるとあるということは、貸出しだけでなく地域館としての機能が十分あると解釈して構いませんか。

館長：そうです、地域コミュニティの拠点となるという部分で、図書館のサービス計画にも載せていますので、それはそのとおりだと思います。

委員長：それでは(2)アを終わりにして、イの平成 28 年度図書館事業予算について、これも、事務局からご説明をお願いします。

館長：平成 28 年度図書館事業予算についてご説明いたします。お手元の資料に基づきご説明します。まず、図書館費ですが、報酬は平成 27 年度の 4,812 万 7 千円から 162 万増えて 4,974 万 7 千円となりました。これは近代史資料担当に歴史的公文書選別のための嘱託員を配置したことによるものです。

次に需用費ですが、消耗品費のうち資料購入費が、平成 27 年度は 2,497 万 9 千円であったものが、112 万 7 千円の増で、平成 28 年度は、2,610 万 6 千円となりました。

次に委託料ですが、平成 27 年度 1,239 万 8 千円であったものを、平成 28 年度は、1,561 万 8 千円としました。これは、学習パックなどの学校貸出における搬送業務を委託したことと、市役所の基幹 LAN から図書館システムを切り離すため、現在使用しているシステムを改修する必要があったため、その費用を計上したものです。使用料及び賃借料ですが、平成 27 年度 1,834 万 2 千円であったものを、平成 28 年度は 2,514 万 2 千円としました。これも先ほどご説明しました、市役所の基幹 LAN から図書館システムを切り離し、図書館独自のネットワークを構築するための回線使用料 628 万 7,400 円を計上した

ためです。

次に積立金ですが、平成27年度の積立額が107万9,308円であったため、平成28年度の予算額として115万8千円としました。市史編纂事業は、平成24年4月1日から補助執行しているもので、予算額としては、前年と同額としました。

以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。ただいまのご報告にご質問ご意見はありますか。

A委員：上から3つ目の項目で報償費、資料提供者への謝礼ということですが、具体的には展示物を借りるためなどですか。

館長：そうです。資料をお借りしたときにお菓子ぐらいのお金とか、講師を呼んだときの謝礼とかそういう部分に使っています。

A委員：今のことですが、図書館でもっと行事や催し物をたくさんやって欲しいという気持ちを持っています。そのための講師謝礼金が非常にないと、ボランティアでやらうとなるとやれることも限られてきます。そういう予算がだいぶ前から少なくなったりゼロになってしまっているの、先ほど講師謝礼も若干含まれるというお話でしたが、なんとかもう少し増やして、いろいろな催し物ができるようにしていただきたいと思えます。

需用費の消耗品費の資料費、これは若干増えていますよね、ただ、元々かなり資料費が少ないと言えますので、これで満足ができるようなレベルではないと思います。とりわけ非常に図書館へのリクエストがしやすいような状況になり、なるべく応えようという努力はされていると思います。鎌倉市の図書館の資料費ではまかないきれないのでKL-NET、他市の図書館との相互貸借でなるべく利用者の資料要求に努力されていると思いますが、それで応えきれているのか、リクエストのために借りる件数というか割合がどのくらいあって、それでも応えきれないようなものもどのくらいあるのでしょうか。わかる範囲でお答えいただければ。

図書館：リクエストの割合ということでご質問いただきましたが、今、手元に数字がないのでざっくりですがお答えします。この間、予算規模でリクエストと図書館で選定するものとの計算をしてみました、6割から7割がリクエスト、それ以外が図書館での選定という金額になっていました。図書館が買った後に予約が入るものもたくさんあるので厳密にどこからがリクエストでどこからが選定なのかという切り分けは難しいのですが、7割まではいかないけれど6割は超えているくらいの金額をリクエストに対して使用しているという状況です。お断りの数、すみません、手元に数字がなくて今お答えできませんが、できる限りご提供できるような形で、今、月に2回リクエストで迷うもの、現場で確実にこれは購入するだろうというものは現場の司書の判断で購入の方向に回して館の中で執行しているのですが、どうしてもこれは迷うものとか、いろいろな考え方がありますので協議した上で購入したほうがいいだろうというものは、資料管理委員会の選定会議の中で選定しております。その中で、極力、県外からも借用できないものは

購入の方向に持っていくようには考えているのですが、ただ、全部が全部とはいかなくて、どうしてもお断りしなければならないものの中にはあるというところですよ。

B委員：今のお話に関してですが、その基準、リクエストがあった場合にこれは図書館に入れて欲しいのに、そういう基準はどういうところにありますか。

図書館：やはり一般書と児童書、年齢で変わるものもあるかと思いますが、一般書の場合はまずは図書館で置くべき資料はその時代の社会を表すもの、時代の考え方を表すもの、基本的な資料、法律改正や制度改正、市民の皆さんに直結するものはできるだけ新しいものを入れていかなくてはという部分がございます。あとは、基礎的な資料といえますか、新しい出版でなくても、古い版は持っていたり、今の利用者の方には本の活字や装丁の問題もあり、小さかったりすると今の利用者の皆さんには、例えば本自体があっても利用が難しいというケースもございますので、基本的な図書館で備えなければならないもの。一番大事なことを言うのを忘れていました。鎌倉に関する資料は最大限収集するようにしています。鎌倉の資料に関してはまず、よほどのことがない限りすべて収集しています。児童書は児童の選定会議がありますのでそちらのほうで選定している状況です。

A委員：関連して、学習パックのために資料搬送費の予算がついたということで、結局、利用がかなりあるからだと思います。それは資料面についてもそうではないかなと思います。学習パックの資料もそろえていかないとと思うので、その分も利用が増えれば資料費を何とかしないとイケないと思います。学校図書館のデータ化が進んでどこの学校にどういう本があるか分かるようになれば、学校図書館同士での資料のやり取りが可能になってくると思うが、なかなか効率的な運用ができていない状態です。どうしても図書館にこういう本ありますかと尋ねるので、質問ではないですが、そういうことも含めれば資料費をもっともっと増やしていかなければならないかという気がします。

図書館：学校図書館、学習パックのお話がありましたので、一応予算のところには書いていないのですが、子ども読書ということで学校図書館への搬送を含め、学校貸出ということで35万円計上されています。前に比べれば増えてきたところです。現状では、学校貸出と言いまして、学習パックではなく、学習パックではそろわないので、たとえば学習パックはひとつのテーマに一パックしかないの、授業ががち合います。そうすると、同じテーマで他の図書館の本で集めてほしいという要望がかなり増えていまして、学習パックの本だけではなくて、普通の児童の本を同じようなテーマで集めて貸すことが大変増えています。実はそちらのほうは昨年度増えている状況です。学校貸出の予算だけでなく、普通の図書館の児童書の予算で買ったもののほうが多いくらいの貸出をしています。それについては学校のほうもデータ化が進んでいないので、学校同士の貸出は今のところ考えられないということです。現状では図書館のバックアップで頑張っていかなければと考えています。ただそのことが功を奏してか、はじめて搬送の予算がつかまりましたので、月1回やっていますが、大変ありがたいと思っています。

B委員：報償費に関してですが、今図書館はお金がないといろいろな所で言われているのですが、ただで貸してあげるけどその代わり送料だけは負担してねということがある。歴史的なもので全国的に展開したいが、送料は負担して、人的にはボランティアでということがある。そういうときこの報償費は使えますか。たとえば、一つのテーマに絞った展示があちらこちらで展開されていて、それは篤志家が行っているので借り賃は要らない。でも、それを移動する送料は必要になります。それがあって場所があれば展示ができる場合に、送料を図書館はそれも今負担する余裕がないのですか。

館長：送料という部分では、大きくないものでなければ郵送料を郵便切手でまかなっています。それ以外のたとえば、この前基金で購入した備品を運ぶためには、別口で委託料として組まないとだめでした。量とか物によりますので、どうするかはまた予算立てを考える必要があります。

B委員：臨機応変に回せるシステムはないのですね。ボランティアの方がやっている中でコネというか人づてで、こういうものなら提供できるというものがあると思うのですが、それには地方から地方だと送料がかかるので、そこがクリアできるといえるいろいろなことができると思います。

A委員：備品購入費 90 万円くらいあったのが 0 ですよ、これは。

図書館：昨年度の備品購入費で付いているのは、近代史資料でメインパソコンを購入しましたのと、基金で鳥瞰図を購入しましたので、それが備品扱いになっております。今、10 万円以上が備品となっておりますので、それを購入するに当たっては、前年度から予算立てて、これが欲しいということがないと予算にあげにくいため、今年度は大きな買い物がなかったので 0 という形で計上させていただいています。ですが、今後、基金でこれはという資料が出てきた際には、備品購入費という形で計上されていくと思います。

A委員：では、27 年度は例外的、具体的にそういうことがあったかららついていたのですか。

図書館：そうです。毎年定期的に購入するものがあれば別ですが、基本的に備品購入費は毎年つく予算とは少し違うかなと考えています。

A委員：ただ、いろいろな図書館備品が傷んできたときに買い換えないといけない。私と思うのは書架自体がちょっと華奢というか、一杯本を入れると下にたわんでくるくらいの書架。中央なんか特にその様な感じがするので、そっくり入替ることはできないでしょうが、少しずつ傷んでいるものを更新していく感じで、恒常的につけて欲しいと思います。ここにある備品に関して、さすがボロになっていたり、なんとか工夫してましなものになっていると思いますが、なにか特別なことがなければ 0 ではなく、最低何十萬かは付くぐらいの形をとって、財政厳しいのはわかりますが、そういう風に思います。

委員長：ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。貴重な意見をありがとうございます。それでは 2 についても了承でよろしいでしょうか。了承することになります。次に協議事項日程の 4 鎌倉市図書館の運営についてを議題といたします。答申案

の説明について事務局からお願いします。

館長：それでは、お手元の答申案に沿ってご説明いたします。

1 ページをお開きください。1の「答申にあたって」には、「鎌倉市図書館の運営について」諮問された時代背景と諮問内容について書かれています。また、後段には、鎌倉市の図書館は、第2次鎌倉市図書館サービス計画に基づき業務を行っていることを記載いたしました。

2の「図書館業務の効率化」では、最初に、当面は直営で運営していくことが妥当ではないかと延べ、次に、正規職員と非常勤嘱託員との体制で行っていくにあたり、効率化を図るための方策を記載しております。

(1)の非常勤嘱託員の更なる活用では、非常勤嘱託員への長期的、継続的な研修を実施するように記載し、次に、専門的嘱託員の創設について記載しました。

2ページになりますが、(2)の技術職員の採用では、図書館の継続の運営のためにも、ある程度のスパンでの技術職員の採用を考慮するように記載いたしました。

(3)の中央館と地域館の役割の見直しでは、中央館については、地域館をサポートしていくために、拠点館としての機能の充実に努めるため、レファレンス機能の強化、郷土資料の充実、近代史資料担当の充実を図るよう記載しました。

地域館については、非常勤嘱託員を中心とした体制にする場合、少なくとも正規職員1名は必要であると記載いたしました。その上で、大船図書館については、開館時間の延長を見据え、深沢図書館については、学校との連携の上で、それぞれ現状の体制のまま運営することが望ましいと記載しました。

また、地域館は、現在、各行政センターの中にあるが、土曜、日曜、祝日については、センターの中で正規職員1名という状況のため、行政センター全体の管理体制について検討するよう記載しました。

3ページをお開きください。

サービス向上の点から、開館時間延長の検討、図書の実質、サービスポイントの拡充、蔵書スペースの拡充について言及いたしました。

4の検討経過については、平成27年度に4回、図書館協議会を開催し、その中で協議、検討を行ってきたことを記載し、内容については、別添資料4ページに記載したところです。

別添資料1ページをお開きください。

1の平成26年度調査には、神奈川県内において指定管理業務、委託を行っている業者から見積書を徴し、鎌倉市と比較したものを記載しました。

2の鎌倉市図書館の現状では、最初に職員の配置状況、正規職員の内訳、開館時間を記載しました。2ページをお開きください。そこには、貸出資料数、予約受付件数、資料相談件数、複写サービス、行事実施状況、学校貸出の経年変化を記載いたしました。

3ページをお開きください。オの同規模図書館との比較では、人口15万人以上20万

人未満の鎌倉市も含めた 47 市で比較したものを記載しております。

3 の藤沢市の図書業務員には、藤沢市の専門的嘱託員に関して記載しました。

4 ページ以降は、「鎌倉市図書館の運営について」の諮問事項に関しての、平成 27 年度の協議内容について主なものを記載したところです。

以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。それでは各委員から答申案にご意見をお伺いします。いかがでしょう。

A 委員：内容の議論に入る前に形式的なことを確認したい。検討経過の中で、過去 27 年度 4 回協議してこういう形でまとまってきたという、27 年度の協議会委員の名前が連ねられている。ただ、去年度中に答申を出すという形にはならなかった、今年度に繰り越したわけですよね。今日仮に答申案が確定したときに、ここでは去年度の委員名になっていますけれども、新年度に入って決まったということになりますと、新年度の委員の名前が入るのか入らないのか。つまり、この答申が出たときに、決まったときの委員として私も名前を連ねることになるのか。その辺を確認したい。

館長：今日の協議から入っていただいたということなので、A 委員のお名前も入るのかなと。

A 委員：というと、形としてはどうなるのでしょうか。27 年度はここに書いてある協議会委員のこの名前、新年度はこういう名前となるのでしょうか。それとも私の名前だけ追加されるのでしょうか。

館長：その辺は A 委員としては。

A 委員：やはり、新年度の協議会委員の名前を出すべきじゃないかと思えますけれど。

館長：もし全員のご了解得れば、27 年度はこういう方、28 年度はこういう方という形でお載せします。

A 委員：その際に杉本委員が今は空席ですね、新年度の協議会委員のお名前を列記したときそこはどういう扱いになりますか。

館長：今のところは欠員という形なので、そこは入らないで、こちらの 4 人の名前になります。

A 委員：表としては 1 名欠員という形ですか。

館長：そうです

委員長：そのほかご意見は。

A 委員：今度は進め方になりますけれど、私の名前が入るのではあれば、今まで傍聴はしてきました、議論の流れは聞いておりましたけれど、協議会委員として加わるのは今日が始めてなので。館長と各委員とが個別にやり取りしてこういう形にまとまったということも聞いておりますけれども。3 月の協議会では A 案 B 案 C 案とりあえずこの中からどの案で、その方向性だけ確認する形で終わって、そのあとは個別に委員と連絡を取りながら、図書館側でまとめますという話だったと思います。ABC 案からだいぶ内容が変わ

っていますし、私もいろいろと意見を言いたい部分もありますので、今日1回で何が何でも決めるというような進行の仕方はやめていただきたいと思います。それまでに4回の協議の中でも、なにか判断材料がちょっと乏しい、結論を出すにはという意見もありましたし、こういう重要なことは、1年4回の協議で結論出してしまっているのかというご意見もあったと思います。私も今回始めて参加しますので。あとで申し上げますが、議論し尽くしていない部分もまだあるのではないかなと思いますので、議事の流れにもよると思いますが、結論は急がないで慎重に審議していただければと思います。

委員長：議事進行に関しての話ですが。

A委員：今の4人の中でね。

委員長：前回の協議会で、一応委員全員で、A委員もおっしゃった形で答申を出そうということで決まっていたわけです。しかも今まで4回議論を重ねてきて、まだ議論が必要だとおっしゃいますけれども、大筋のところは固まってきたと私どもは認識しているわけです。ですから、前回細かな点は各委員で意見を出してとりまとめましょうということでこの案が出てきたということです。前回の委員方の意見は十分反映されている答申案だと考えております。

A委員：その認識は良いと思うが、私はそういう認識じゃなくて、大筋の部分でも議論の足りない部分があるのではないかということと、私は大筋決まった議論に参加していませんので、もうちょっと時間的な余裕が欲しいと考えています。諮問自体がちょっと、図書館協議会にかける場合に、こういう諮問の仕方をしていいのかという感じも持っています。図書館協議会だから専門的な立場、教育現場にいらっしゃる方から、あるいは市民利用者の立場から図書館のあり方を念頭において例えば地域館のあり方をどうしたらいいかということ議論しないといけないと思います。図書館のあり方から考えて、地域館はどう運営すべきなのか、現状はどうなのか、どのくらいのサービスができていくか、まだまだ足りない部分あるのか、鎌倉の地域館の特長はどのようなのか、そういうことを検討材料が十分そろった上で、地域館の運営のあり方を考えてくださいと。それに対して図書館としては、たとえばこういう人員体制を考えているという一つの材料として提案されるのは構わないが、そういうことも含めて地域図書館のあり方、運営の方法、財政の厳しい中でもこういうことはやれるのではということを考えてくださいという諮問であればもうちょっと図書館協議会委員同士の議論が成立したのではないかなという感じがしています。いきなり財政が厳しいので職員をこういうふうに減らしたいけれどいいでしょうかと投げかけられると、委員としては本当にそういう体制で運営していけるのかどうかと感じてしまう。本当にそれでできるのか、職員の意見を聞きたいと協議会の中で何度も図書館に質問する場面がありましたよね。それに対して職員がそれに答えるというやり取りがあった。

A委員：だから、それで大体終始した印象を持っています。協議会委員同士で、そういう話を聞いた上でどうしようという議論が足りなかったと思っております。

委員長：よろしいですか、C委員どうぞ。

C委員：先ほど委員長が行ったように、前回、集約し切れていないのではと一回伸ばして、今回は答申を出すということで開かれた。A委員の意見も十分わかります。十分分かりますし、委員として参加されたからには自分の責任として意見をしっかりと伝えたいということも分かる。ただ、流れとしては出すということ。実を言えば、私今日、12時に出なければならないと申しあげましたけれども、本当は午前から本業の仕事があった。そっちの方がよほど大事だと言ったら怒られると思いますけれども、本業の仕事があったのです。本業の仕事があつて、それでも、今回結論を出すからということで、本当は館長に休んではだめですかと何度も伺いました。でもだめですと。今日は最後の結論を出すのでぜひ来てくださいということで泣く泣く午前中はごめんなさいをして来ています。出さないなら今私、退席します。

委員長：我々は協議会委員として集まっていますけれどもほかの仕事もありまして、なかなか図書館の細かなところまで意見を伺って、それで全員集まってというような時間的余裕が委員それぞれのご事情で難しいということもございます。また、協議会の委員がどこまで何を情報として受け取って話を進めていくのかという点についても難しい面がございます。ですから、足りないところとおっしゃいますが、協議会の性質上、どうしても仕方のないところなのかと思い、精一杯私どもとしては、昨年度、図書館側からのいろいろな情報を元に、また、この協議会での議論を元に、答申案でいきたいと思います。答申の延長等について、お話が出ましたので、事務局としては延長することはどうお考えですか。

館長：図書館としましては、答申をいただいて本格実施に向けまして、非常勤嘱託員の研修をスタートさせていきたいと考えています。また、開館時間延長に向けての利用者アンケートの実施、来館者数の調査などの実施、サービスポイントの設置の検討など実施していきたいと考えています。試行は来年度していきたいと考えていますので、できれば早めに答申をいただきたいと思っております。

A委員：進め方にかなり行ってしまいましたので、最初から今日で決めるとか、次にするとか決めてから議論するのはおかしな話なので、議論の成り行きからおのずと決まることだと思いますので、ちょっとその話は置いておきます。内容の議論に入ったほうがいいと思います。細かなところにこだわっているわけではないのです。図書館として基本的なことをむしろもう少し考えるのが図書館協議会のやるべきことかと思っております。だから、足りないというのはその辺の部分だと思っている。たとえば、この問題についていろいろな人の意見を伺ったときにある方、議員ですが、諮問案を見せて、こういうことが図書館協議会で諮問されているのだけと言った時に、それを見て、鎌倉の図書館の将来的なビジョン、それに関して触れていませんね、それなしにただこれだけ出されても、自分としてはこれがいいとも悪いとも言えません。こういう図書館にしたいから今こういうことが必要ですと書かれていれば、それに対して自分はこう思うと言える

が、と冷たく言われてしまったのですけれど。もう少しこういう風に鎌倉の図書館をしたいから、財政事情も検討のポイントだが、こういうことが市民から図書館に求められているから、財政厳しい中でより効率的にするのはこうした方が良いという流れで議論されるのが良いと思います。

C委員長：そのつもりです。財政が厳しいからどう運営したら良いという点に絞って過去4回議論してきた。

A委員：ただ、具体的なレベルで話をしますと、同じレベルのサービスはできないという感じで書かれています。予算が厳しいので。メリハリをつけるのであればどこに重点をおいて、下げた分はどこでカバーするのか。全体として落ちないようにしなければならぬはずですよ。その辺の説明がこの答申案の中では弱いのではないかなというのと、さっき議会のやりとりで質問させていただいたが、拠点校に併設して機能は残すけれど、やはり縮小していくような感じに取れる議会答弁だったので、直接今回の答申は公共施設再編に基づいてではないが、全体として縮小する、そういう感じにならないようなものにするというところの言葉が足りないのではないかと考えています。

委員長：それについて、皆さんからご意見はありますか。

B委員：いろいろなことを仰られて、納得できることもあり、考えるところですけど、地域館ということに絞って考えるということがありまして、まずお聞きしたいのは。A委員の仰ったことをお聞きになって、地域館長と中央館長はどうお感じになったのか、感想を聞きたいです。

館長：鎌倉の将来的なビジョンが示されていないという部分ですが、これについては答申案が出て教育長まで決裁をとり、その後に具体的な計画を作っていかなければいけない。その中で鎌倉市の図書館としてはどうあるべきかという明確なビジョンを示さないといけないと思います。あと、下げて上げる部分ですね、非常勤嘱託員を中心とした体制にしてそれから何のサービスを上げるかという部分については、サービス向上の部分で開館時間延長、図書資料の充実、サービスポイントの拡充等でサービスの向上を図りたいと考えています。

B委員：地域館長は。

図書館：職員の考えということですが、何回か職員同士でも会議をいたしました。職員の中でもいろいろな意見の方がいます。なので、図書館の中で全員の意見を集約するのは多分無理なのではないかなと思いました。この答申案を見まして、私たちは図書館職員なので、第2次鎌倉市図書館サービス計画と第二次鎌倉市子ども読書推進計画にのっとって仕事をするのが基本なので、どのような形になりましてもそれを貫いて仕事をしていきたいと思っています。

図書館：確かに最初どこからこの話がというのは、やはり人を削るところから来たのかなと思っております。それについては職員の中でももちろんできればこのままが望ましいと思っていますが、予算との絡みがあり、いろいろ皆、葛藤があるのが事実です。第2

次鎌倉市図書館サービス計画と第二次鎌倉市子ども読書推進計画がこれからもいろいろ今ある中で、どのようにやっていけるかを私たちとしては目指していきたい。最初は地域館全部非常勤という話が出たときには葛藤がありましたけれど。とりあえず職員1人、絶対に職員はいるという形になってきた部分も。それもみんな職員の中に葛藤がありますが、責任を持つ人がいつもいるという形は貫きつつ、その中でサービスを落とさないようにやっていきたいと思っています。職員の中でも葛藤があることは事実ですが、第2次鎌倉市図書館サービス計画と第二次鎌倉市子ども読書活動推進計画の中でビジョンだけは持ちつつやっていきたいと思っています。

図書館：何回か今のご質問はいただいて、一回ではなくお答えしてきたと記憶しておりますが、私の考えは、腰越図書館は他の館とも離れていて、第二次鎌倉市子ども読書推進計画もありますけれども、子どもたちが歩いて行けるところに図書館がある重要性を日々感じております。職員面では、今、育児休暇中に司書の資格を取った職員と今年、司書の資格を取ろうとして頑張っている職員と3人でやっております。その2人に今まで自分が勉強してきたことや、市民の皆さんからご要望をいただいてこういうことが必要だと自分なりに考えたことを伝えながら毎日仕事をしているところです。そういう体制ですので不十分なこともあるかもしれませんが、このまま図書館が継続してサービスをどうしていくかと考えるためにも、今、私が得てきたものを後輩にということが必要だと思っています。先ほども申し上げましたが、普段の具体的な毎日目にする光景は、高齢者が腰越図書館は多くてパーセンテージも多い。杖を突いて来る方が多い、杖を挟む受けを用意したいと思っているほど多いので、遠くまで日常的にいらっしゃることはできないのではないかと考えている。毎日、その方たちが日常的に使ってくださっているのはやはり生活圏に図書館があるからだと考えております。

図書館：3つの図書館の館長から話がありましたように、鎌倉市の図書館全体でひとつの図書館という中の一地域館として仕事をしていますけれども、何回かの協議を重ねて職員が一人は残るということは良かったと思います。図書館全体の一地域館なので、各図書館と協力しながら鎌倉市の図書館として今後も全体をカバーしながら同じような市民サービスができるように考えていきたいと思っています。

図書館：一点言い忘れました。ご存知かもしれませんが福島県の二本松市の図書館で先日刃物によって職員と利用者が怪我をするという事件があり新聞に載ったところです。前々から地域館の人員体制をどうするかに関しましてはセキュリティ面も協議会でもかなり話していただいたところですが、そういうこともございまして、ますます留意していかなければならないと考えております。以上です。

B委員：地域館としてのあり方は具体的に館長から伺いましたけれども、杖をついて来られる生活圏の中の図書館ということですが、そこは非常勤の方ではできませんか。

図書館：非常勤の方たちはもちろんずっと勤められている方も図書館について詳しく勉強されている方もいます。けれど、それは研修機会が今まで持たれていないのです、県内

の研修とかいろいろありますけれども、研修機会が持たれていない。じゃあ研修に行かせれば良いという話があると思いますけれど、月に12日の勤務をしていただいて、その中で、毎日の図書館を運営するのがやっとの状態で、どこの地域館も人員は非常に足りない状態です。どんどん研修に行ってください、ということになりますと、もちろん行っていただいたほうが良いと思いますし、そう私も考えていますけれども、運営のほうもやるとなると、嘱託さんを増やさないと無理かなと思います。今考えるのは、職員が一生懸命研修して司書として仕事をしていますけれど、それと同じことを嘱託さんに求める、そういう状況を安い賃金でお願いするという状況になると思いますが、それはやはり、うまい言葉が見つからないが、ブラック化を進めるという方向性だと思いますので、私はそれはすごく良いことだとは思えないという感想を持っています。

委員長：嘱託の方の研修については、専門的嘱託員という新しい枠の嘱託のご検討がなされています。答申案にはそういうところにも十分配慮して進めてほしいということが盛り込まれていると私は思っています。C委員、答申案についていかがでしょうか。

C委員：答申案については事前に目を通していて、いろいろな議論を踏まえていただいた内容で基本的には賛成です。先ほどのA委員の意見もお聞きして、もっともだともうこともたくさんありますし、A委員が議論に参加していないということで、もし許されるのであれば、A委員の貴重な意見を付帯意見のような形で載せることはできないですか。

委員長：それは答申案として、これをお認めいただいた上で、付帯意見としてA委員のご意見を付け加えて答申するという形ですか。そういうのはどうでしょうか。

館長：答申案に付帯意見という形で付けるのは可能かと思えます。この答申案、今日はそうするといいただくのは難しいかと思えますが、答申案の付帯意見についてA委員さんのいろいろな意見があると思えますのでそれをお聞かせいただいて、それを答申案に付ける形は可能かと思えます。

C委員：ただ、A委員さんの意見はすごく良いと思うが、一方的ではいけないと思うので、例えば委員長なりと相談して内容をすり合わせる形は可能でしょうか。

委員長：私としては可能だと思います。

A委員：もう少し聞きたいことがありますけれども、最終的にまとまらなければ、最高裁判決みたいに少数意見のような感じで付けるということもありうると思いますけれど、すり合わせと言うより、私の意見を載せていただければと思います。

C委員：付帯意見という形ならばそれで。

A委員：もう少し、均一的サービスじゃなくという書かれ方をしていますが、その辺のことがいまひとつよく分かりません。基礎的に図書館としてこれだけのことは職員なり資料なり場所なりをそろえてやらなきゃいけないと思う。ただ同じ地域館といっても鎌倉でも特長はあると思えます。深沢は学校と連携してサービスしている。隣に小学校がありますので、子どもたちが大勢来る図書館。大船はターミナル駅に近いので非常に通勤通学の人が利用し、地域館の中で一番利用が多い、だから時間延長しなければ。そう

いう特徴があり、それを活かしながら展開すればいいと思うが、最低ラインの図書館として備えなきやいけない部分はあると思いますので、そこはこだわっていききたいと思う。そのうえで、均一でない、ここはこの地域館に関してはこの業務は見直してやめざるを得ないとか、その辺で、利用している人が、前はこういうサービスが受けられていたのに、正規職員が減ったことで、してもらえなくなるという部分が、出るのかでないのかということが私は心配です。もう少しその辺が知りたい。そういうことで均一なサービスを見直しするなら具体的にどういうことが考えられるのかが私には見えないので、不安を拭えないと感じています。

委員長：そういう不安な点は、先ほどのC委員に代わって申しますと、付帯意見で仰っていただいて、その点についてはくれぐれも注意して進めてもらいたい旨を述べていただければ良いと思います。今のところやはり、それ以上細かく将来のことまで考えてということになると。

A委員：細かくではない。

委員長：こちらの要望というかそれを出していくということで、答申、付帯意見をつけるにしても、上のほうでそれを元に今後図書館の運営体制を考えてもらいたいということですね。

A委員：時間延長とか資料費を増やすとかずっと新規採用がないとか、かなり司書の平均年齢が上がってきて、ギャップができてしまう、その方たちが一人ずつ定年退職していくわけです。そういう蓄積したものがやはり継いでいかれないという状況がここでも指摘されています。それは良いと思うし、資料保存のための物理的空間が必要だということも確かに良い指摘だと思う。資料費、財政が厳しいからこうやる、こういう話の中で資料費は増やすことはそう簡単にはいかないと思うし、物理的な空間ということで言えば、簡単に建て直すとか、そういう予算はつかないです。だから簡単に正規職員が減ることをこういう形でカバーするということが現実問題としてできないという気がしますので、全体的にはやはりレベルが落ちてしまうという感じは避けられないのではと思います。

委員長：はい。

B委員：何回か私も発言させていただいてきましたけれど、第2次鎌倉市図書館サービス計画というのは、平成30年まで続くということでしたよね、その計画についてはA委員もご参加なさったと思うんですけど、そこでやはり鎌倉市図書館の基本方針はすでに決まっています。それが今も生きている。それが、鎌倉市の図書館がどうあるべきなのかがはっきりしないというご意見でしたけれども、そこは計画を決めるときに、司書の方と館長間内で相談してできたことの上で今回のものが成り立っていると私は判断しました。

A委員：だからその基本的な柱みたいなのがありますよね、計画の。それとの整合性が取れているのかと。あれは市の、図書館の目指す方向性はサービス計画でなされていると

思います。ただ諮問されるときにそれと無関係に、なにも触れることもなく、いきなりこういった形の運営体制にしたいと出されているという感じはします。

B委員：一年前を思い起こせば、確かに唐突に提案はされましたけれども、それからいろいろな意見を言って、だいぶ吸い上げてもらって変わっていると思います。一番大事な部分は、私は一つ字を取って欲しいというところがあるのですけれど、1ページ目の下から7行目で、当面直営で運営するのが妥当ではないかというところですが、「当面」は取って欲しいと思います。協議会の中では図書館っていうのは直営で運営していくのが望ましいと皆が意見を言ったと思うので、ここで「当面」という言葉はないと思う。「当面」という言葉が入ってしまうと、今のところいいですけど変えてもいいですよになってしまうので、まず「当面」はとって欲しいのと、昨夜思ったのですけど、別添資料の1の指定管理と委託との比較表、これもいらないかと思ったのです。協議会としては委託や指定管理を考えていないので、そういう資料が出てくるのは、図書館に少しはそういう考えはあるのかもしれませんが、まず直営で行くということ、それを今回答申に載せるのが一番大事かなと思ったのです。やはり指定管理や委託は絶対に許せないのです。ついでに私の意見を申し上げると、専任司書がないのはとても残念なこと。鎌倉としては専任司書の採用が続いてきたのに平成5年が最後である、そこを具体的にに入れていただいたのも評価できると思ったのです。専任司書が必要です、図書館をあるべき姿に継続していくには専任司書は欠かせませんよということをきちんと明記していることはありがたい。サービス計画に関しても1番では触れられているので。正規職員1名は必要と考えるとありますよね、地域館のところで。非常勤嘱託員をまとめていく責任ある1名は必要というところ、これは「なし」にはならないということですね。1名以上は必要だということは、まだ可能性としては増やせる可能性がないわけではないと考えてよろしいでしょうか。

館長：その辺も、この答申いただいて、教育委員会で決裁として、そのあと具体的な計画に踏み込んでいきますので、2名になるかどうかはこの場ではなかなか言えないところです。

B委員：退職される方もいらして再任用になる方がいれば、仕事の内容を知っているという意味でいえば、そういう方がお入りになれば2名になるということになります。やってみて、必要であれば変わることもできると思いますし、この答申があればまったく今後変わらないということではないと解釈しているので、基本的な考えかたとしては吸い上げていただいたと思うところもあります。

A委員：それはさっきも申し上げましたとおり、良い部分もあると思っております。今、いみじくもおっしゃったように「当面」という文字が入っているので、正規職員を縮小して嘱託さんを充実するという方向性が出ています、それが次の委託や指定管理につながるかという気持ちもあります、不安も。「当面」と入っているのはそういうニュアンスを感じてしまいます。

B委員：館長どうですか、「当面」を取れませんか。

委員長：私もそう思います。まだ案ですから。

C委員：削除でいいのでは。ここの議論では直営でと。

委員長：取りましょうということで良いのではないですか。まだ案ですから。「当面」を除いたもので答申案とするということ。

A委員：ここでまとまれば良いじゃないですか。あちらの諮問でこちらの答申ですから。

B委員：この答申に、A委員の意見を付けなければいけないじゃないですか。

委員長：今まで委員の皆さんのご意見を伺ってきましたが、この答申案については前の小林委員も見てくださっていて、最終的な小林委員のご意見はどうだったのか、ご紹介いただきたい。

館長：資料的なものという部分がありましたが、添付資料とすべきということで、添付資料のほうで図書館の現状とか比較ですね、経年変化とかそういうのは添付資料としたほうが良いということで。実際答申の内容は、効率化とサービス向上の観点について最初からすべきだということだったのでそういう形式に直しました。内容について小林委員はこの通りでいいというご意見でした。

A委員：ちなみに杉本委員は。

館長：杉本委員には答申案を郵送しただけになってしまった。ご意見を直接お聞きしようとした時点で残念ながらお亡くなりになってしまったという状態です。

B委員：私も杉本委員にはいろいろなことで教えていただきました。前回の帰り道にお話を伺いましたが、実際に専任司書の意見が反映されるといいと、非常勤の方たちも含めてですけど、そういうお話がありました。前に館長にお聞きしたら館内でお話し合いも持っているということで、そういう点皆さんも今回ご存知とっていますがそう判断してよろしいですか。

館：(うなづく)

委員長：先回もそういうお話出ました。だいたい委員の皆さんのご意見は伺ったと思います。私としては議事進行役を務めている者として、今回答申を出しておきたいと考えております。前回そういう形で出席者全員からご了解をいただいて、答申案についても前期の委員の方からはご賛同をいただいているということで、今回答申を出していいと考えています。

A委員：付帯意見はいかがですか。

委員長：もちろん、付けます。A委員の方からはもちろん、仰りたいこと、お考えになっている点、いくつもございますということは分かっています。ですから、付帯意見として付け加えるという形でいかがでしょうかということです。

A委員：はい、ですから、今日答申ということではなくて、付帯意見をわたしが今度までに用意して皆さんに見ていただいて、本当の答申という形ではだめでしょうか。

C委員：館長から先ほど、早いほうが良いという話。次の協議会となると11月か12月に

なりますか。

A委員：嘱託の研修とかいろいろ準備があると仰いましたが、例えば次の10月くらいの協議会の答申でそれも無理ですか。

館長：できればA委員のご意見、今日いただいた意見もあると思います。その辺、委員長にまとめていただいて、それで足りない部分ありましたらA委員に付け加えていただいて、そのA委員の付帯意見に関して、各委員に時間的にないので郵送なりして、意見調整して、最終的にそれがOKでしたらその付帯意見をつけたものを私のほうに委員長から直接いただく形が良いのかなと思っているのですが。

A委員：いえいえ、そこまでしないと間に合わないほどのスケジュールになっているのですかということです。研修をやらないといけないし、他にもいろいろな準備があるから、早いほうが良いのは理解できる。でも、次の協議会で答申をだすということでは、その準備もできないような事情がなにかあるのですかとお伺いしているのです。たとえば9月の議会に予算要求しないといけないから急いでいるとかそういう理由であればまだ分からなくもないのですけれど。

館長：今後、来年度から試行に入りますので。試行に向けて予算的な部分も必要かということが出てくる。そういう部分でやはり時間がないということ。

A委員：来年度の予算ということであれば、12月でも3月でも間に合うと思いますのでそれほどせっぱ詰まった状況かなというのが今の説明では納得できないのです。

館長：実際予算が決まるのは1月ですが、それにいたるまでの予算要求は8月9月から始まるので。

A委員：通常の予算はそうだと思う。次回で予算だけではなくて、研修やらなにやらということをやったので、本当にそこまで切羽詰っているのかなと。

鍛冶委員長：私もよく分かりませんが、研修なり非常勤嘱託の方をどうするかという問題が入ってくるわけです、そうなると、予算的にかなりつめないといけない、やはりある程度時間が必要なことかなと思います。次回の10月かそれ以降となると少し遅いと思うし、私としてはできるだけ早く答申は出して、我々の意見を吸い上げた形で動いて、試行期間になる来年あたりは、サービス体制を整えていただきたい。

A委員：我々の中に私も入っている。

鍛冶委員長：はい。

A委員：私としては、付帯意見を私の書いたとおりに載せて欲しいと思います、委員長がまとめてどうこうではなく。普通、少数意見、付帯意見書くときは、その人が書くものだと思います。

C委員：付帯意見を出していただいて、事務局にまとめていただいて、最終的には委員長一任で私は良いのかなと思います。

A委員：付帯意見が付いて、答申になると思うのです。

B委員：A委員がご自由に思われることを、自分の自由に思いのたけをお書きになって構

わないのではないのでしょうか。

A委員：公式の場で確認した上での答申ということではないのでしょうか。この間館長が個々の委員と調整してきたことを別に否定するつもりはありませんけれど、やはり公式の場で議論して決めるということが本来の、正式な形だと思います。細かい部分はそれこそ、いいかもしれません。

委員長：答申としてはここで決めてしまう、先ほどの「当面」の問題はございますが、決めてしまって、付帯意見については、A委員の意見をまとめていただいて、これに加えて出すという形ではまずいのでしょうか。

A委員：議会で議決する場合は付帯意見込みで議決しますよね。

委員長：その場合もちろん、持ち回りという形で付帯意見を扱う必要はある。

A委員：どうしても急ぐ事情があるのでしょうか、納得できません。

委員長：つまり、答申案はこういう風にできていて、今までの委員からはご賛同いただいています。

B委員：「当面」は取っていただく。もう少し申しますと、この総務省の業務効率化の資料いただきました。鎌倉市も委託を含め検討を行うとありました。それなので、当面をどうしても取っていただきたい。これは余計なことですが、当面はないほうが良い。

委員長：先年度からこの協議会に加わってきた私としてはここまできたら、「当面」を除いて答申案は固めてしまいたいと思っています。付帯のご意見については、A委員に書いていただいて、持ち回りで良いと考えています。いつまでもここまで決まってきたのを置いておくということが、A委員も、「当面」を除けば前回からの流れという中で、この答申案については。

A委員：ほかにもいろいろあります。

委員長：それは付帯意見ということで述べていただくということで、答申案は認めていただければと思います。

A委員：次の委員会は、答申の本文部分はこれで良いと思いますので、議論するようなものではないと思うのです。私の付帯意見をつけて、杉本先生の後任の方がまた新しくいらしてどうこうなりたくないというのを心配されているのかもしれないが、この流れで行けばそういう感じであとは承認するだけになるかと思っていますので。そんなにごちゃごちゃするようなことにはならないと思いますが。

C委員：これは今日決定でいいのではないですか。プラス付帯意見がつく、その意見はA委員が書きたいように書くと仰いましたけれど、こちらはそれをみせていただいて、どうしても了承できないことがあれば次回もう一回ということになるかもしれませんが、手続きとしてはこれでOKで、付帯意見ついて、期限切っていただいていつまでにということで見せていただいた上でOKであれば委員長からということの良いのでは。

委員長：そういう方向で進めることができればと思っております。よろしいですか。そういう方向で進めさせていただきます。

A委員：私はいやです。3人の方の今までの流れがあって、そう思われるのかもしれませんが。

委員長：答申案の最終的なまとめ、協議会での議決というのは全員一致で、内容的にはA委員も「当面」をとればほぼご賛同いただいていると考えていいわけですね。

A委員：いや、そうでもないです。それだったら付帯意見を出す必要はない。

委員長：最終的に委員の方々の全員のご了解を得られない場合は多数決ということになります。私としてはあまり好ましくないと思っておりましたが、こういう事態ではそれも仕方がないかと思えます。この答申案、文言を一部変えた上での答申案を認めていただき、A委員の付帯意見を出していただいで拝見した上で、答申案に添える、そういう運び方でよろしいでしょうか。それでは異例のことになるかも知れませんが、今日ここに出ました答申案を「当面」を削除した形で、承認し、そしてA委員の付帯意見を作成いただいて、委員全員に回した上で、協議会として付帯意見をつけることを認めるという形でご賛同いただける方挙手をお願いできますか。（3人挙手。）それでは3対1という形ですので、多数決ということで、この答申案は、今言った形で「当面」の文言を取り除いた形で、A委員の意見も大切ですから付帯意見を作成いただいた上で、協議会委員の先生方にお返しし、拝見した上で、答申案に付け加えて答申として提出するという形で、よろしく願います。

B委員：最後のページに協議会の協議内容がまとめられている、簡略ですが。地域館を大切にということを答申に盛り込んだほうが良いとか、そういうところを読んでいただくと、私たちも悩みながらやってきたということがわかると思うので、そこにA委員の付帯意見が付いたら、それはA委員の考えがあるので、それで良いと思います。

委員長：資料に追加ということですね。

B委員：わたしは良いと思います。こういうことを載せていただいてないと、経過がわからないが、私たちの立場、学校図書館のこととかセキュリティのこととか話してきたことが書かれているので、足りないことがあるのは分かりますが、これで私たちに関わってきたことがわかると思います。

委員長：それではよろしいでしょうか。

館長：別添資料の平成26年度調査は削ったほうがいいですか。これは直営でやっていくという部分で、そのために参考として載せたので。委託しても指定管理しても、今やっている運営体制と比較すれば変わらないということで載せたのでできればこのままにしたいと思います。

B委員：わたしは「当面」を取っていただければ結構です。

委員長：今回はこれで終わりとしてよろしいでしょうか。

A委員：B委員がおっしゃった総務省の調査をつけられた意味合いはどういうことだったのでしょうか。

図書館：こちらの資料は、日本図書館協会が3月25日、前回の図書館協議会の日公表し

たものなので、前回はつけられなかったのですが、今、全国の図書館がどういう状況になっているか、また、これについてすぐ10ページの鎌倉のところをご覧になったと思いますが、図書館から直接出した回答ではありません。平成27年4月現在で市としては、図書館に限らずこのような方針で考えていますということです。それをまず知っていただいて、それをこの図書館協議会では、委託等についてもきちんと検討してこういう答申を出したという位置づけをご理解いただいた上で答申を出していただくということをお願いしたいと思います。

委員長：それでは次回は。

館長：次回は具体的には決まっていないので、各委員と連絡調整して決めたいと思います。

委員長：ほかに何もなければこれで閉会します。どうもありがとうございました。